

議第55号

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例

滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第2項中「または」を「もしくは」に改め、「仮設興行場等」の右に「、法第87条の3第5項の規定による許可を受けた興行場等または同条第6項の規定による許可を受けた特別興行場等」を加える。

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。